

(証券コード 5484)
2019年6月7日

株 主 各 位

仙台市太白区長町七丁目20番1号
東北特殊鋼株式会社
代表取締役社長 山口 桂一郎

第120期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第120期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 宮城県柴田郡村田町大字村田字西ヶ丘23番地 当社1階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第120期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第120期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tohokusteel.com>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得の改善が進み、個人消費に持ち直しの動きがみられたものの、米中貿易摩擦や中国の景気減速の影響から国内企業の輸出や生産が伸び悩み、総じて力強さを欠く展開となりました。

特殊鋼業界の主要な需要先である自動車産業では、新車投入効果などを背景に国内販売は堅調を維持しています。輸出についても米国向けはやや減少したもののアジアや欧州向けが増加し、全体では好調を維持しています。

このような環境の中、当社グループの特殊鋼事業では、底堅い自動車向け需要を受けて増産要請が続き、売上は前年並みに推移しました。一方で、半導体関連顧客の需要低迷等により利益は前年に比べ減少しております。

不動産賃貸事業では、より一層のサービス向上に努め、業績は安定的に推移いたしました。

その結果、当連結会計年度における売上高は前連結会計年度比1億8千3百万円減の202億2千8百万円となりました(事業別売上高は下表のとおりであります)。経常利益は前連結会計年度比4億4百万円減の22億6千2百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比2億9千8百万円減の16億6百万円となりました。

また、当社の業績につきましては、売上高は前期比2千8百万円減の170億7千1百万円となりました。経常利益は前期比4億5千2百万円減の15億1千2百万円、また当期純利益は前期比3億1千6百万円減の11億3千3百万円となりました。

事業別売上高の推移

事業別	第117期 (2016年3月期)	第118期 (2017年3月期)	第119期 (2018年3月期)	第120期 (2019年3月期)
特殊鋼事業(百万円)	15,574	16,460	17,898	17,944
不動産賃貸事業(百万円)	2,240	2,248	2,513	2,283
計(百万円)	17,814	18,709	20,411	20,228
前期比増減率(%)	△4.1	5.0	9.1	△0.9

(注) 記載金額の単位未満は切り捨てて表示しております。

(2) 資金調達状況

当連結会計年度中において増資その他特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において、実施いたしました設備投資等の総額は11億7千3百万円であります。

事業セグメント別の設備投資等は、次のとおりであります。

特殊鋼事業	11億4千7百万円であり、主なものは当社特殊鋼鋼材設備・精密加工設備・熱処理加工設備の増強、更新および能力向上のための改造ならびに海外子会社の工場建設工事であります。
不動産賃貸事業	2千5百万円であり、主なものは商業施設の空調設備工事によるものであります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内では個人消費の回復が期待でき、企業収益も堅調に推移するとみられるものの、世界経済に目を転じると、米中貿易摩擦や中国市場の成長鈍化による企業の生産活動の低下が懸念されるなど先行き不透明感は続くものと予想されます。

特殊鋼業界の主要な需要先である自動車産業では、足元では米国の自動車貿易規制や、中長期では日系自動車メーカーの海外現地調達化の進行による海外材料メーカーとの競争激化や急速に加速しつつあるEVなどの次世代自動車化等、直面している課題は多くあります。

当社グループの特殊鋼事業におきましては、半導体関連需要の低迷が続くことが予想されるなど、厳しい経営環境にあります。しかし、「革新技術で未来を創る」をスローガンに掲げ、磁歪クラッド鋼板等当社独自の技術を基礎とした製品開発や、熱圧着事業の拡大・増産を行うとともに、国内トップシェアを持つ耐熱鋼・電磁ステンレス鋼の生産体制増強を引き続き進めてまいります。また、材料から加工までを行う一貫製造のノウハウを活かした高付加価値製品の開発と販売拡大に努めるとともに、生産工程におけるコスト削減・自動化・効率化を更に推し進め、引き続き収益改善を図ってまいります。そのほか、インド子会社での量産開始と安定生産に向けた取組みを進めてまいります。

これらの施策を通じ、グローバルブランドの確立を目指しつつ、良き企業市民としてコンプライアンス、環境保全などに積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 117 期 (2016年3月期)	第 118 期 (2017年3月期)	第 119 期 (2018年3月期)	第 120 期 (2019年3月期)
売上高 (百万円)	17,814	18,709	20,411	20,228
経常利益 (百万円)	1,532	2,347	2,667	2,262
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	375	1,649	1,905	1,606
1株当たり当期純利益 (円)	49.85	219.10	253.04	213.38
総資産 (百万円)	24,801	26,763	26,640	27,604

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 117 期 (2016年3月期)	第 118 期 (2017年3月期)	第 119 期 (2018年3月期)	第 120 期 (2019年3月期)
売上高 (百万円)	14,965	15,660	17,100	17,071
経常利益 (百万円)	958	1,483	1,964	1,512
当期純利益 (百万円)	△245	1,052	1,449	1,133
1株当たり当期純利益 (円)	△32.61	139.81	192.53	150.51
総資産 (百万円)	14,921	16,297	17,767	18,174

(注) 1. △印は、損失を示します。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東特エステートサービス株式会社	495百万円	100%	不動産賃貸業およびビルメンテナンス業
東特興業株式会社	10百万円	100%	鋼材・加工品等の販売
TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co., Ltd.	460百万タイ・パーツ	100%	加工品等の製造・販売
TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED	800百万インド・ルピー	100%	特殊鋼鋼材の製造・販売

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、当社および連結子会社4社により構成されており、その主な事業内容は次のとおりであります。

特殊鋼事業	下記製品の製造、加工および販売 特殊鋼鋼材（耐熱鋼・特殊ステンレス鋼等）、磁性材料、合金、冷間鍛造品、精密加工製品、熱処理加工、表面改質、計測機器、電磁石
不動産賃貸事業	不動産の賃貸およびメンテナンス

(8) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	宮城県柴田郡村田町
工 場	宮城県柴田郡村田町、茨城県土浦市
営 業 所	東京都中央区、名古屋市、仙台市

(注) 登記上の本店は仙台市ですが、本社業務は村田町で行っております。

② 子会社

名 称	所 在 地
東 特 エ ス テ ー ト サ ー ビ ス 株 式 会 社	仙台市
東 特 興 業 株 式 会 社	仙台市
TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.	タイ王国 チョンブリ県
TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国 アーンドラ・プラデシュ州

(9) 従業員の状況（2019年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

事業別	従業員数	前期比増減数
特殊鋼事業	415 (99) 名	34 (1) 名
不動産賃貸事業	40 (19)	0 (2)
合計	455 (118)	34 (3)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期比増減数
282 (95) 名	11 (0) 名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（2019年3月31日現在）

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行済株式の総数（普通株式） 7,528,959株（自己株式21,041株を除く）
(2) 株主数 1,043名
(3) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
大 同 特 殊 鋼 株 式 会 社	2,549千株	33.86%
岡 谷 鋼 機 株 式 会 社	752	9.99
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サポート フォリオ)	623	8.27
東 京 窯 業 株 式 会 社	594	7.89
株 式 会 社 光 通 信	313	4.17
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	300	3.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	209	2.78
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	200	2.66
芝 本 産 業 株 式 会 社	173	2.30
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100	1.33

(注) 1. 大同特殊鋼株式会社の所有株式のうち、1,794千株は下記の各信託銀行に管理有価証券信託として委託されております。

日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 370千株 野村信託銀行(株) 370千株
(株) あおぞら銀行 360千株 みずほ信託銀行(株) 360千株
三菱UFJ信託銀行(株) 334千株

2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は自己株式21,041株を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	山 口 桂一郎		
取 締 役	大 橋 次 雄	経営企画部長、業務部担当	東特エステートサービス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	江 幡 貴 司	研究開発部長、技術部担当	
取 締 役	野 仲 博 之	鋼材事業部長、鋼材工場長、 品質保証部担当、施設管理部担当	
取 締 役	山 本 博 行	複合加工事業部長、精密加工 工場長	
取 締 役	尾 形 仁		TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd. 代表取締役社長
取 締 役	板 橋 弘 昭	営業統括、東京営業所長、 名古屋営業所長	
取 締 役	牛 込 進		東京窯業株式会社 代表取締役会長
常勤監査役	秋 保 博 志		
監 査 役	氏 家 照 彦		株式会社七十七銀行 代表取締役会長
監 査 役	山 本 一 寿		大同興業株式会社 常勤監査役

- (注) 1. 取締役牛込進氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役氏家照彦氏および山本一寿氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、牛込進氏および氏家照彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 常勤監査役秋保博志氏は、経理事務に長年携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役氏家照彦氏は、銀行における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 監査役山本一寿氏は、大同興業株式会社の常勤監査役であり、幅広い見識を有し、当社の企業経営全般に対して監査を行う知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取 締 役 63,222千円 (8名)

監 査 役 15,917千円 (3名)

うち社外役員 6,120千円 (社外取締役1名、社外監査役2名)

- (注) 1. 株主総会の決議に基づく取締役の報酬限度額は年額2億円、監査役の報酬限度額は年額5,000万円であります。(2010年6月29日開催の第111期定時株主総会決議)
 2. 上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与を含む)として61,329千円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 牛込進氏

- (イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況
東京窯業株式会社の代表取締役会長であり、同社は当社の大株主であります。
- (ロ) 当事業年度における主な活動状況
当期開催の取締役会の出席率は25.0%であり、出席した取締役会においては、随時必要な助言、提言を行っております。
- (ハ) 責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

② 監査役 氏家照彦氏

- (イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況
株式会社七十七銀行の代表取締役会長であり、同社は当社の大株主であります。
- (ロ) 当事業年度における主な活動状況
 - (a) 取締役会への出席状況および発言状況
出席率は62.5%であり、出席した取締役会においては、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
 - (b) 監査役会への出席状況および発言状況
出席率は71.4%であり、出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
- (ハ) 責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額となります。

③ 監査役 山本一寿氏

- (イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況
大同興業株式会社の常勤監査役であり、同社と当社とは製品の販売および仕入れ取引等があります。
- (ロ) 当事業年度における主な活動状況
 - (a) 取締役会への出席状況および発言状況
出席率は87.5%であり、出席した取締役会においては、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
 - (b) 監査役会への出席状況および発言状況
出席率は100.0%であり、出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
- (ハ) 責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当社の会計監査人としての報酬等の額	23,500千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り算定根拠について必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、「収益認識に関する会計基準」の適用準備に関する助言提供業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任します。また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制基本方針

当社は会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および当社子会社の業務の適正を確保するための体制を整備し、法令順守、財務報告の信頼性、業務の有効性・効率性確保、リスク管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図る。

- ② **取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
当社は「東北特殊鋼企業倫理憲章」および「東北特殊鋼の行動基準」を制定しすべての取締役および使用人に配布するとともに、代表取締役社長が「倫理をもって行動し法令を順守していくことの重要性」の周知を図る。

また、当社は代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置、リスクマネジメント・コンプライアンス担当役員を選任し、取締役、使用人が「東北特殊鋼の行動基準」を順守するよう啓蒙、監査、改善、是正に努める。リスクマネジメント委員会はコンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。

代表取締役社長は監査室を直轄する。監査室は指示に基づき業務執行状況の内部調査を実施し、代表取締役社長に報告する。

- ③ **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

当社の取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録され「文書管理規程」に従い保存される。当社の取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

また、保存情報は「情報管理規程」「個人情報取扱管理規程」に基づき適正に管理される。

- ④ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社の「リスクマネジメント委員会」は当社および子会社において近い将来予想されるリスクおよび潜在リスクを排除、防止するための審議を行う。突発危機発生時は対外的影響を最小限にするための対応策を協議する。当社は宮城県沖地震や東日本大震災を想定した地震対策を計画的に実行し、生産設備等の耐震性強化を図っている。

また、当社は品質マネジメントを維持・向上させるための「品質会議」、環境負荷低減を果たすための「環境委員会」および使用人の災害防止と健康管理増進のための「安全衛生委員会」を定期的に開催する。

- ⑤ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は取締役および使用人が共有する目標を定め、これに基づく3年度を期間とする中期経営計画を策定する。

取締役会は中期経営計画の具体化として、事業部門別の業績目標と予算を6ヵ月ごとに設定する。

当社は中期経営計画、業績目標を達成するために取締役の職務権限と分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

当社は「取締役会」を3ヵ月に1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の報告を行う。さらに取締役の職務の執行の効率性を高めるため、毎月1回「常勤役員会」および「経営会議」を開催する。

⑥ **当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社の担当取締役は子会社の非常勤取締役役に就任し、子会社を監査、監視する。

コンプライアンスについては、当社は子会社に「東北特殊鋼企業倫理憲章」および「東北特殊鋼の行動基準」を配布し、法令順守意識を周知させるように努める。

当社経営企画部および業務部は以下の事項につき「関係会社管理規程」に従って統括管理する。

- (イ) 当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (ハ) 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ニ) 当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議の上、監査室員を監査役の補助をすべき使用人として指名することができる。

⑧ **監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

当該使用人の人事異動については監査役の同意を得るものとする。

⑨ **監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

取締役は監査役職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役職務を補助するのに必要な時間を監査室長に確保させる。

⑩ **その他の監査役への報告に関する体制**

監査役は経営会議および業務執行に関する重要な会議に出席することができる。

当社の取締役および使用人は当社の監査役に対して、法定の事項に加え、以下の事項の報告を速やかに行うものとする。

- (イ) 当社および子会社の業務または財務に重大な影響を及ぼす恐れのある事項
- (ロ) 取締役または使用人が法令違反、定款違反をする恐れのある場合
- (ハ) 内部監査の実施状況
- (ニ) 従業員の情報提供・相談窓口（ホットライン）の通報状況

また、子会社の取締役および使用人ならびにこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、子会社に関する(イ)～(ニ)に掲げる事項の報告を速やかに行うものとする。監査室は当社の社長に子会社監査の結果報告の際に、子会社の取締役、監査役および使用人から聴取した内容を当社の監査役に報告する。

⑪ **監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役に通報・報告をした者が監査役に通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定める。

⑫ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、経営企画部および業務部において審議のうえ、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理する。

⑬ **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査部門および会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

⑭ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況**

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記に掲げた体制の整備をしております。その基本方針に基づき、以下の具体的な取組みを行っております。

「財務報告に係る内部統制」について多年度に亘る継続的取組みとして、毎事業年度に見直しを行っております。半期に一回、リスクマネジメント委員会を開催し、その進捗状況および内部統制システムの運用上、見出された問題点の是正、改善状況ならびに必要な応じて講じられた再発防止策への取組み状況を報告し、運用状況についてモニタリングを行っております。

J-SOX制度に沿った内部統制監査を開始し、約11年が経過した当事業年度におきましては、グループ内部統制体制の一層の充実に向け、内部監査項目の精査を行うとともに、法令順守に向けた取組みとして下請法、外為法等、当社が重要法規と位置付ける法規に関する従業員教育を実施しました。また、環境面ではISO14001新規格での認証継続の過程において、法改正へのタイムリーな対応、環境関連文書の改善を進めました。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,299,408	流 動 負 債	2,975,603
現金及び預金	5,450,316	支払手形及び買掛金	1,511,715
受取手形及び売掛金	3,234,665	未払法人税等	315,212
電子記録債権	793,646	賞与引当金	339,140
有価証券	500,000	役員賞与引当金	8,440
商品及び製品	330,156	その他	801,095
仕掛品	1,004,079	固 定 負 債	2,164,969
原材料及び貯蔵品	914,640	長期預り金	1,846,624
その他	72,179	修繕引当金	260,745
貸倒引当金	△275	退職給付に係る負債	51,634
固 定 資 産	15,305,028	その他	5,965
有形固定資産	10,207,345	負 債 合 計	5,140,573
建物及び構築物	5,587,788	純 資 産 の 部	
機械装置及び運搬具	1,641,045	株 主 資 本	22,136,862
工具器具備品	116,086	資 本 金	827,500
土地	2,276,891	資 本 剰 余 金	560,993
建設仮勘定	565,661	利 益 剰 余 金	20,766,641
その他	19,872	自 己 株 式	△18,272
無形固定資産	106,250	その他の包括利益累計額	327,000
投資その他の資産	4,991,432	その他有価証券評価差額金	407,462
投資有価証券	4,528,660	為替換算調整勘定	△80,462
従業員長期貸付金	1,797	純 資 産 合 計	22,463,863
繰延税金資産	246,506	負 債 ・ 純 資 産 合 計	27,604,437
その他	217,182		
貸倒引当金	△2,715		
資 産 合 計	27,604,437		

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		20,228,229
売上原価		16,259,873
売上総利益		3,968,355
販売費及び一般管理費		1,777,713
営業利益		2,190,642
営業外収益		
受取利息及び配当金	79,036	
その他の	81,883	160,919
営業外費用		
売上割引	12,185	
固定資産除却損	30,248	
減価償却費	12,726	
その他の	33,753	88,914
経常利益		2,262,647
税金等調整前当期純利益		2,262,647
法人税、住民税及び事業税	639,145	
法人税等調整額	16,990	656,135
当期純利益		1,606,511
親会社株主に帰属する当期純利益		1,606,511

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	827,500	560,993	19,355,882	△18,272	20,726,104
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△195,752		△195,752
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,606,511		1,606,511
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,410,758	－	1,410,758
当 期 末 残 高	827,500	560,993	20,766,641	△18,272	22,136,862

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	487,264	△57,444	429,820	21,155,924
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△195,752
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				1,606,511
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△79,801	△23,017	△102,819	△102,819
連結会計年度中の変動額合計	△79,801	△23,017	△102,819	1,307,939
当 期 末 残 高	407,462	△80,462	327,000	22,463,863

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社
連結子会社の名称	東特エステートサービス株式会社 東特興業株式会社 TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co., Ltd. TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況
該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

(ロ) たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、不動産賃貸事業の建物および構築物については、経済的、機能的な実情を勘案した合理的な耐用年数によっております。

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(ハ) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(ニ) 修繕引当金

賃貸建物等について、将来実施する修繕に係る支出に備えるため、支出見積額を支出の行われる年度に至るまでの期間に配分計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益および費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 消費税等の処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「減価償却費」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「減価償却費」は4,642千円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

建物 3,871,182千円

上記の担保資産に対する債務

長期預り金 1,800,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 17,724,322千円

(3) 圧縮記帳

取得価額から直接控除した工事負担金による圧縮記帳額

構築物 142,907千円

(4) 受取手形裏書譲渡高 14,144千円

(5) 期末日満期手形等の会計処理

当連結会計年度末は、金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末残高から除かれている連結会計年度末日満期手形等は、次のとおりであります。

受取手形	33,219千円
電子記録債権	156,191千円
売掛金（期日現金）	287,702千円
支払手形	11,661千円
買掛金（期日振込）	70,604千円
その他（未払金（設備）（期日振込））	49,699千円
受取手形裏書譲渡高	7,274千円

4. 連結損益計算書に関する注記

たな卸資産評価損

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額38,145千円が売上原価に算入されております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	7,550,000	—	—	7,550,000

(2) 自己株式の種類および株式数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	21,041	—	—	21,041

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	105,405	14.00	2018年3月31日	2018年6月29日	利益剰余金
2018年10月30日 取締役会	普通株式	90,347	12.00	2018年9月30日	2018年11月16日	利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2019年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定です。

(イ) 配当金の総額	90,347千円
(ロ) 1株当たり配当額	12.00円
(ハ) 基準日	2019年3月31日
(ニ) 効力発生日	2019年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、資金を効率的に運用するため、デリバティブが組み込まれた複合金融商品を余資の中で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては与信管理規程に従い、主な取引先の信用状況を毎年把握する体制としています。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。

また、有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式、満期保有目的の債券、投資信託及び金銭信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、格付けの高い商品のみを投資対象とし、定期的に保有銘柄の時価や発行体の財務状況等を把握しモニタリングを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（注2）を参照ください）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時 価（*）	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	5,450,316	5,450,316	—
(2) 受取手形及び売掛金、電子記録債権	4,028,312	4,028,312	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	4,760,315	4,761,647	1,331
(4) 支 払 手 形 及 び 買 掛 金	(1,511,715)	(1,511,715)	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金、電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。また、預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

- ① 満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	600,000	607,486	7,486
	(3) その他	—	—	—
	小 計	600,000	607,486	7,486
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	500,251	494,097	△6,154
	(3) その他	—	—	—
	小 計	500,251	494,097	△6,154
合 計		1,100,251	1,101,583	1,331

- ② その他有価証券における、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	取 得 原 価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	597,242	1,116,879	519,636
	(2) 債券	1,410,924	1,474,804	63,879
	(3) その他	—	—	—
	小 計	2,008,167	2,591,684	583,516
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	669	588	△81
	(2) 債券	670,287	667,792	△2,494
	(3) その他	400,000	400,000	—
	小 計	1,070,956	1,068,380	△2,575
合 計		3,079,123	3,660,064	580,941

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつています。

- (注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額268,345千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。また、長期預り金(連結貸借対照表計上額1,846,624千円)は、返済期間を見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,450,316	—	—	—
受取手形及び売掛金、電子記録債権	4,028,312	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	100,000	600,000	300,000	100,000
その他有価証券のうち満期があるもの	400,000	100,000	—	—
合 計	9,978,628	700,000	300,000	100,000

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、宮城県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設や賃貸住宅等（土地を含む）を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、1,122,896千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額および時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			期 末 時 価
期 首 残 高	期 中 増 減 額	期 末 残 高	
5,755,608	△270,814	5,484,794	23,725,428

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 期中増減額の主な内容は、減価償却費（294,479千円）による減少額であります。
 3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づき自社で算定した金額、その他の物件については主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,983円66銭
 (2) 1株当たり当期純利益 213円38銭

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,511,548	流動負債	2,346,114
現金及び預金	3,479,043	支払手形	36,848
受取手形	187,883	買掛金	1,308,376
電子記録債権	586,432	未払金	226,867
売掛金	2,848,268	未払費用	249,288
有価証券	300,000	未払法人税等	142,980
商品及び製品	286,417	預り金	31,540
仕掛品	951,921	前受収益	16,294
材料及び貯蔵品	849,351	賞与引当金	302,164
前払費用	3,675	役員賞与引当金	8,040
その他金	18,919	設備関係支払手形	16,599
貸倒引当金	△364	その他	7,113
固定資産	8,663,374	固定負債	26,100
有形固定資産	3,435,857	その他	26,100
建物	449,542	負債合計	2,372,214
構築物	60,216	純資産の部	
機械装置	1,589,436	株主資本	15,446,389
車両運搬具	7,768	資本金	827,500
工具器具備	66,299	資本剰余金	560,993
土地	965,116	資本準備金	560,772
建設仮勘定	295,005	自己株式処分差益	220
その他	2,472	利益剰余金	14,076,167
無形固定資産	98,338	利益準備金	73,690
ソフトウェア	89,875	その他利益剰余金	14,002,477
その他	8,462	土地圧縮積立金	22,198
投資その他の資産	5,129,179	別途積立金	10,810,000
投資有価証券	1,666,951	繰越利益剰余金	3,170,278
関係会社株	2,631,952	自己株式	△18,272
出資金	593	評価・換算差額等	356,319
長期前払費用	9,260	その他有価証券評価差額金	356,319
従業員長期貸付金	1,617	純資産合計	15,802,708
関係会社長期貸付金	628,200	負債・純資産合計	18,174,923
繰延税金資産	151,874		
破産、更生債権等	2,052		
その他	39,391		
貸倒引当金	△2,715		
資産合計	18,174,923		

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		17,071,903
売 上 原 価		14,164,585
売 上 総 利 益		2,907,317
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,501,875
営 業 利 益		1,405,442
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	102,470	
そ の 他	82,538	185,008
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	12,185	
固 定 資 産 除 却 損	26,980	
減 価 償 却 費	12,726	
そ の 他	25,988	77,880
経 常 利 益		1,512,569
税 引 前 当 期 純 利 益		1,512,569
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	353,412	
法 人 税 等 調 整 額	25,952	379,364
当 期 純 利 益		1,133,204

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	自己株式 処分差益	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		繰越利益 剰余金		
				土地圧縮 積立金	別 途 積立金				
当 期 首 残 高	827,500	560,772	220	73,690	22,198	10,810,000	2,232,827	△18,272	14,508,937
事業年度中の変動額									
剰余金の配当							△195,752		△195,752
当期純利益							1,133,204		1,133,204
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	937,451	-	937,451
当 期 末 残 高	827,500	560,772	220	73,690	22,198	10,810,000	3,170,278	△18,272	15,446,389

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	446,788	14,955,725
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△195,752
当期純利益		1,133,204
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△90,468	△90,468
事業年度中の変動額合計	△90,468	846,983
当 期 末 残 高	356,319	15,802,708

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 消費税等の処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(損益計算書)

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「減価償却費」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「減価償却費」は4,642千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,058,425千円

(2) 保証債務

次のとおり連結子会社の預り敷金債務に対して債務保証を行っております。

東特エステートサービス株式会社 1,800,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 539,968千円

短期金銭債務 421,923千円

(4) 期末日満期手形等の会計処理

当事業年度末は、金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当事業年度末残高から除かれている事業年度末日満期手形等は、次のとおりであります。

受取手形 33,059千円

電子記録債権 127,305千円

売掛金(期日現金) 287,702千円

支払手形 11,661千円

買掛金(期日振込) 70,604千円

その他(未払金(設備)(期日振込)) 49,699千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,943,646千円

仕入高 4,078,840千円

営業取引以外の取引高 39,100千円

(2) たな卸資産評価損

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額36,846千円が売上原価に算入されております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
普 通 株 式	21,041	—	—	21,041

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	371,260千円
減損損失	118,616千円
賞与引当金	90,649千円
たな卸資産評価損	50,715千円
その他	61,023千円
繰延税金資産小計	692,265千円
評価性引当額	△378,169千円
繰延税金資産合計	314,096千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	152,708千円
土地圧縮積立金	9,513千円
繰延税金負債合計	162,222千円
繰延税金資産の純額	151,874千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.0%
(調整)	
法人税等の税額控除	△4.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.4%
過年度法人税等	0.5%
住民税均等割	0.4%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.1%

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他 会社	大同特殊鋼㈱	名古屋市 東区	37,172 百万円	特殊鋼の 製造・販売	所有 直接0.0% 被所有 直接10.0% 〔23.8%〕	製品の販売な らびに製品の 仕入・原材料の 購入 転籍4人	製品の販売	661,982	売掛金 電子記録 債権	79,825
							製品の 仕入・ 原材料の 購入	3,932,194	買掛金	412,971

(注) 議決権の所有(被所有)割合欄の〔〕内は、管理有価証券信託として、信託銀行に委託されて
いる割合であります。

(2) 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	東特 エステート サービス㈱	仙台市 太白区	495 百万円	不動産 賃貸	所有 直接100%	旧長町工場 用地を賃貸 本社工場用地 を賃借等 兼任2人	土地 賃貸収入	383,196	売掛金	—
							土地 賃借料等	68,493	買掛金	3,333
							債務保証	1,800,000	—	—
子会社	東特興業㈱	仙台市 太白区	10 百万円	商社	所有 直接100%	製品の販売な らびに製品の 仕入・原材料の 購入等 兼任3人	製品の 販売等	862,087	売掛金他	231,885
							製品の 仕入・ 原材料の 購入等	78,152	買掛金他	5,365
子会社	TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.	タイ王国 チョンブリ県	460百万 タイ・バーツ	特殊鋼 加工製品の 製造・販売	所有 直接100%	製造設備購入 資金の貸し 付け等 兼任3人	貸付	—	関係会社 長期 貸付金	628,200

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他 の 関係 会社 の子 会社	大同興業(株)	名古屋市 東区	1,511 百万円	商社	-	製品の販売なら びに製品の仕入・ 原材料、および製 造設備の購入兼 任1人	製品の販売	2,201,642	売掛金	224,872
							製品の仕入・ 原材料の購入	795,262	買掛金	81,867
							製造設備の 購入	29,900	未払金	100

(注) 上記関連当事者との取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件および取引条件の決定方針等

1. 製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して、価格交渉の上、合理的に決定しております。
2. 製品の仕入・原材料および製造設備の購入については、市場価格等を考慮し、価格交渉の上、合理的に決定しております。
3. 東特エステートサービス(株)との土地の賃貸借については、近隣地代を参考にした価格によっております。
4. 東特エステートサービス(株)の預り敷金債務に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
5. TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd. に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は3年据置き、一括返済としております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,098円92銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 150円51銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

東北特殊鋼株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 草野和彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成田孝行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東北特殊鋼株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東北特殊鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

東北特殊鋼株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 草野和彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成田孝行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東北特殊鋼株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法とその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月14日

東北特殊鋼株式会社 監査役会

監査役(常勤) 秋保博志 ⑩

監査役 氏家照彦 ⑩

監査役 山本一寿 ⑩

(注) 監査役氏家照彦及び監査役山本一寿は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金12円 総額90,347,508円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	なる せ しん じ 司 成 瀬 真 司 (1958年9月22日) [新任]	2005年10月 大同特殊鋼株式会社鋼材事業部鋼材営業部長 2009年6月 同社特殊鋼事業部事業企画管理部長 2012年6月 同社取締役経営企画部長 2015年6月 同社常務執行役員営業生産統括部担当 2016年6月 大同興業株式会社常務取締役原料営業本部長 2018年6月 同社取締役常務執行役員原料営業本部担当（現任）	0株
	取締役候補者とした理由	大同特殊鋼グループ企業の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営全般における豊富な見識や職務経験、リーダーシップ等を、当社の経営に活かしていただきたいため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。	
2	おお はし つぎ お 雄 大 橋 次 雄 (1957年10月6日)	2001年10月 大同特殊鋼株式会社鋼材事業部新潟営業所長 2008年4月 当社大阪営業所長 2012年12月 当社名古屋営業所長 2014年6月 当社取締役営業統括 2017年12月 当社取締役経営企画部長（現任） 【重要な兼職の状況】東特エステートサービス株式会社代表取締役社長 【担当】業務部	2,000株
	取締役候補者とした理由	大同特殊鋼株式会社および当社の営業や経営に携わり、特殊鋼業界における営業や販売戦略、グループ経営に関する知識・経験を豊富に有していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	江幡貴司 (1959年8月17日)	1999年6月 当社技術部技術管理チームリーダー 2004年6月 当社研究開発部溶鍛チームリーダー 2011年6月 当社経営企画部長 2014年6月 当社取締役経営企画部長兼研究開発部長 2015年9月 当社取締役研究開発部長(現任) 【担当】技術部	2,400株
	取締役候補者とした理由	長年当社の生産および研究開発に携わり、特殊鋼業界に関する豊富な業務経験およびグループ経営に関する深い知見を有していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
4	野仲博之 (1957年1月25日)	2006年10月 大同特殊鋼株式会社鋼材事業部知多工場技術部副主席部員 2010年5月 当社設備グループ調査役 2010年10月 当社鋼材事業部鋼材工場調査役 2011年6月 当社鋼材事業部鋼材工場長(現任) 2015年6月 当社取締役鋼材事業部長(現任) 【担当】品質保証部、施設管理部	2,400株
	取締役候補者とした理由	大同特殊鋼株式会社および当社の生産における豊富な業務経験および生産技術に関する深い知見を有していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
5	山本博行 (1961年12月16日)	2003年3月 大同特殊鋼株式会社鋼材事業部川崎工場製造室長 2008年6月 同社鋼材事業部川崎工場長 2012年4月 同社機能材料製品本部ステンレス・高合金事業部星崎工場長 2015年10月 当社複合加工事業部精密加工工場長(現任) 2016年6月 当社取締役複合加工事業部長(現任)	2,100株
	取締役候補者とした理由	大同特殊鋼株式会社および当社の生産に携わり、それぞれの主要工場の工場長を歴任する等、特殊鋼業界の専門家としての知識・経験等を有していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
6	尾形仁 (1961年10月25日)	2005年1月 当社精密加工事業部精密加工工場品質保証チームリーダー 2009年5月 当社熱処理事業部熱処理工場村田工場長 2013年1月 当社複合加工事業部熱処理工場長 2015年4月 TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.代表取締役社長(現任) 2018年6月 当社取締役(現任) 【重要な兼職の状況】TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.代表取締役社長	3,400株
	取締役候補者とした理由	長年当社の生産に携わり、豊富な業務経験および生産技術に関する深い知見を有していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	いた ぼし ひろ あき 板 橋 弘 昭 (1963年5月28日)	2010年6月 当社名古屋営業所長 2011年10月 当社鋼材事業部鋼材工場管理チームリーダー 2016年5月 当社東京営業所長(現任) 2018年6月 当社名古屋営業所長(現任) 2018年6月 当社取締役営業統括(現任)	2,000株
	取締役候補者 とした理由	長年当社の営業に携わり、特殊鋼業界における営業・販売戦略上の知識・経験を豊富に有していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
8	こ ばやし じゅん じ 小 林 淳 二 (1963年12月6日) [新任]	2002年10月 大同特殊鋼株式会社鋼製品事業部知多型鍛造工場生産管理室長 2009年6月 同社人事部人事企画室長 2012年4月 同社特殊鋼製品本部知多工場副工場長 2014年8月 同社人事部長兼人材開発センター長 2019年4月 当社経営企画部調査役(現任)	0株
	取締役候補者 とした理由	大同特殊鋼株式会社の工場運営・人事業務に携わり、その経歴を通じて培った豊富な見識や職務経験等を、当社の経営に活かしていただきたいため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。	
9	うし ぐめ すずむ 半 込 進 (1935年8月28日)	1987年6月 東京窯業株式会社代表取締役社長 2004年6月 当社監査役 2005年6月 東京窯業株式会社代表取締役会長(現任) 2006年6月 当社社外取締役(現任) 【重要な兼職の状況】東京窯業株式会社代表取締役会長	0株
	社外取締役候補者 とした理由	長年にわたり東京窯業株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 牛込進氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 牛込進氏は、同氏が代表取締役会長を務める東京窯業株式会社は当社発行済株式総数の7.89%を保有する大株主であります。また、当社は東京窯業株式会社と取引がありますが、その取引額は直近の連結会計年度における連結売上高の0.1%未満であります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本總會終結の時をもって13年間であります。また、同氏は、当社社外取締役就任前2年間において当社社外監査役でありました。

4. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるとともに、社外取締役として優秀な人材を迎えることができるよう、定款第30条第2項において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者であり、現在、当社の社外取締役である牛込進氏は当社との間で、当該責任限定契約を締結しており、同氏が取締役 に再任された場合は、社外取締役として、当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・ 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金100万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役山本一寿氏が本総会の終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、監査役候補者の任期は、当社の定款により、退任監査役の任期満了までとなります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
北浦史朗 (1960年6月23日) [新任]	2009年7月 大同興業株式会社原材料統括本部特殊金属原料部長 2011年4月 同社経営統括本部経営企画部長 2014年6月 同社取締役原料営業副本部長兼原料営業本部特殊金属原料部長 2018年7月 同社執行役員経営企画部長兼海外事業企画部長（現任）	0株
社外監査役候補者 とした理由	広く鉄鋼業界に精通しており、その経歴から客観的な視点に基づいた経営の監督とチェック機能を期待し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。	

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 北浦史朗氏は、社外監査役候補者であります。

3. 北浦史朗氏は現在および過去5年間に当社の特定関係事業者である大同興業株式会社の業務執行者であり、過去2年間に同社から報酬等を受けており、今後も受ける予定であります。

4. 当社は、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるとともに、社外監査役として優秀な人材を迎えることができるよう、定款第40条第2項において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、北浦史朗氏が監査役に選任された場合は、社外監査役として、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・ 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
あきの たつひと 浅野 樹仁 (1957年1月24日) [新任]	2012年4月 大同興業株式会社監査部長 2013年4月 同社人事部長 2019年4月 同社理事(現任)	0株
補欠の社外監査役 候補者とした理由	広く鉄鋼業界に精通しており、その経歴から客観的な視点に基づいた経営の監督とチェック機能を期待し、新たに補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は会社経営に直接関与した経験はございませんが、上記の理由に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 浅野樹仁氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 浅野樹仁氏は現在および過去5年間に当社の特定関係事業者である大同興業株式会社の業務執行者であり、過去2年間に同社から報酬等を受けており、今後も受ける予定であります。
4. 当社は、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるとともに、社外監査役として優秀な人材を迎えることができるよう、定款第40条第2項において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、浅野樹仁氏が監査役に選任された場合は、社外監査役として、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

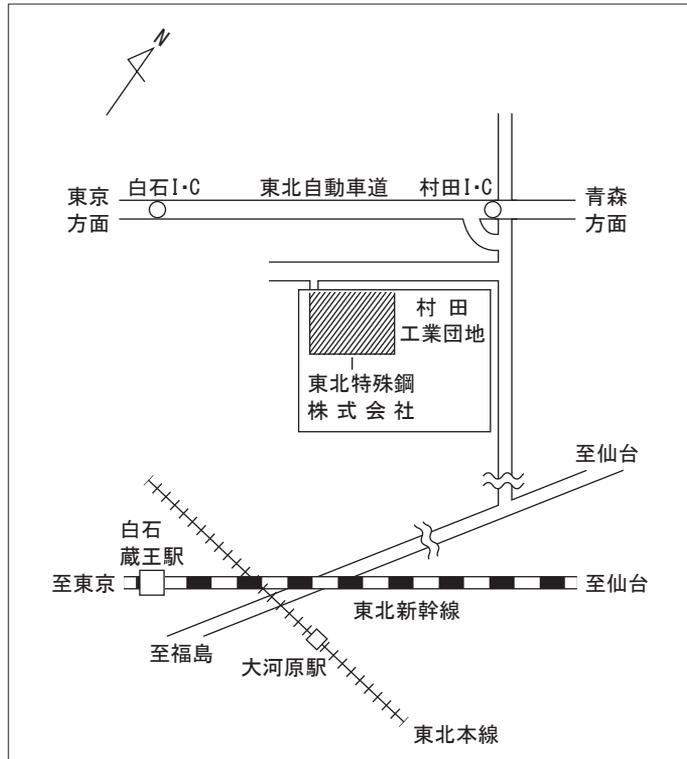
その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場 宮城県柴田郡村田町大字村田字西ヶ丘23番地（当社1階ホール）
電話 (0224) 82-1010（代）



(御参考) 次のとおりお越しいただくのが便利と存じます。

- ・仙台駅からタクシーで（東北自動車道経由） 45分。
- ・東北新幹線白石蔵王駅からタクシーで（東北自動車道経由） 40分。
- ・東北本線大河原駅からタクシーで 20分。